患者さんへ

当院は厚生労働大臣の定める施設基準について、
以下の届出を行っております。

（基本診療料関係）

☆　有床診療所入院基本料１
☆　救急医療管理加算
☆　医療安全対策加算２
☆　患者サポート体制充実加算
☆　入退院支援加算
☆　夜間・早朝等加算
☆　時間外対応体制加算１
☆　明細書発行体制等加算
☆　機能強化加算
☆　外来感染対策向上加算
☆　外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注５、入院ベースアップ評価料
☆　継続的に賃上げに係る取組を実施している保健医療機関の基準
☆　入院時食事療養費（Ⅰ）
☆　酸素の購入単価

（特掲診療料関係）

☆　脳血管リハビリテーション科（Ⅲ）
☆　運動器リハビリテーション科（Ⅱ）
☆　人工腎臓（慢性維持透析を行った場合１）
☆　透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
☆　CT 撮影（１６列マルチスライス）
☆　麻酔管理料（Ⅰ）
☆　医科点数表第２章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術
☆　下肢末梢動脈疾患指導管理加算
☆　別添１の「第９」の１の(３)に規定する在宅療養支援診療所
☆　在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
☆　導入期加算１
☆　二次性骨折予防継続管理料３
☆　一般名処方加算
☆　在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注２に規定する持続陽圧呼吸療法
　　充実管理体制加算

◎明細書について

当院では療担規則に則り領収書に併せて明細書を発行しています。

◎オンライン資格確認について

当院ではオンライン資格確認を導入しています。

◎一般名処方加算、長期処方・リフィル処方箋について

当院では、薬剤の一般名を記載する処方箋を交付することがあります。一般名処方とは、医師が患者さんに必要な薬剤を、「商品名」ではなく「成分名」で表記した処方箋のことです。

一般名処方は、同じ成分であれば薬価が低い薬剤を調剤することが可能となるため、医療費の軽減につながります。また、一般名処方により、同じ成分であれば、同じ効果が期待できるため、供給が不安定な医薬品を調剤する患者さんの安全性が確保されます。

ただし、一般名処方は、医療用医薬品として承認された商品名と異なる名称が処方箋に表示されるため、患者さんが混乱することがあります。そのため、当院では、薬剤の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者さんに十分に説明することを心がけております。

当院では患者さんの状態と医師の判断により、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を発行することができます。

ご不明な点はお気軽に医師にお問い合わせください。

◎機能強化加算について

当院は「かかりつけ医」として以下の取組みを行っています。

- 他の医療機関の受診状況およびお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。
- 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- 介護・保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。
- 夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。

※厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、

かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。